

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市児童クラブ条例(平成17年松江市条例第203号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(決定通知等)

第2条 市長は、条例第7条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)を決定したときは、児童クラブ使用料決定通知書(様式第1号)により、また、変更したときは、児童クラブ使用料変更通知書(様式第1号の2)により通知するものとする。

2 使用料の納入通知は、市長が発行する納入通知書(様式第1号の3)によるものとする。

(納期)

第3条 条例第7条第1項に規定する児童の保護者(以下「納付義務者」という。)は、当該月分の使用料をその月の末日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、減免申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、別表に定める基準によりその可否を決定し、減免決定通知書(様式第3号)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(口座振替等)

第5条 口座振替の方法により使用料の納付を希望する納付義務者について、口座振替を開始する場合は、児童クラブ使用料口座振替開始通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(督促)

第6条 市長は、納付義務者が第3条に規定する期日までに使用料を納入しないときは、児童クラブ使用料督促状(様式第6号)により、納付義務者へ督促するものとする。

(使用料の還付)

第7条 市長は、納付義務者が納入した使用料の額の合計額が、納付義務者から徴収すべき当該月分の使用料の額を超えたときは、その超過した額(以下「過誤納使用料」という。)を納付義務者に還付する。

2 前項に規定する還付を行う場合は、あらかじめ納付義務者に対して児童クラブ使用料過誤納金還付通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(使用料の充当)

第8条 市長は、前条の規定により過誤納使用料を還付すべき納付義務者に未納の使用料(以下「未納使用料」という。)があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納使用料を未納使用料に充当するものとする。

2 前項に規定する充当を行った場合は、納付義務者に対して児童クラブ使用料過誤納金充当通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(使用料の催告)

第9条 市長は、納付義務者が第6条に規定する使用料の督促をしたにもかかわらず使用料を納付しないときは、児童クラブ使用料催告状(様式第9号)により、納付義務者へ催告するものとする。

(退会通知)

第10条 条例第10条の規定により児童を退会させることとした場合は、納付義務者に対して児童クラブ退会決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(雑則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年9月30日松江市規則第321号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月20日松江市規則第68号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成22年8月20日松江市規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月17日松江市規則第45号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成26年8月28日松江市規則第36号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年2月10日松江市規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市規則第20号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日松江市規則第71号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月18日松江市規則第77号)
この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市規則第56号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日松江市規則第87号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の松江市児童クラブ条例施行規則様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和5年12月12日松江市規則第54号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の松江市児童クラブ条例施行規則様式第2号による用紙で、現に残存するものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表(第4条関係)

1	児童の属する世帯が <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> による被保護世帯又は当該年度住民税非課税世帯である場合	全額
2	児童の属する世帯が前年分所得税非課税世帯である場合	2分の1
3	準要保護世帯である場合	2分の1
4	前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める場合	その都度市長が定める額

備考 ここでいう所得税の額は所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合に次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314号の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

児童クラブ使用料決定通知書

使用料を次のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名及び生 年 月 日	年 月 日生
ク ラ ブ 名	
使 用 料 月 額	円
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日
使用料は毎月末日が納期限です。口座振替は毎月末日（金融機関が休業日のときは、翌日営業日）に引落しいたします。	

【お問い合わせ先】

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

児童クラブ使用料変更通知書

使用料を次のとおり変更しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生	
クラブ名		
使用料月額	変更前	円
	変更後	円
変更適用月	年 月	
変更理由		

[お問い合わせ先]

様式第2号(第4条関係)

減免申請書

年 月 日

(あて先) 松江市長

申請者 住 所 _____

(保護者) 氏 名 _____

電 話 _____

松江市児童クラブ条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり松江市児童クラブ使用料の減額・免除を申請します。

なお、減免の可否を決定するため、市が関係機関に照会し、必要書類を閲覧することに同意します。

記

児 童 氏 名		ク ラ ブ 名	ク ラ ブ
学 年	年生	使用料月額	円

申請理由 (該当項目すべてに☑を記入)	減免基準	添付書類
<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯	全額免除	不要
<input type="checkbox"/> 非課税世帯 準要保護世帯 (就学援助対象世帯)	非課税世帯は全額免除又は1/2減額 準要保護世帯 (就学援助対象世帯)は1/2減額	不要 (※)
<input type="checkbox"/> その他 ()	市長が定める額	申請理由が明らかになる書類

※ 年1月1日現在住民登録が松江市外の方は、年1月1日現在の住民登録地で発行される課税証明書が必要です。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

減免決定通知書

減免申請について、次のとおり減免の決定をしましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
ク ラ ブ 名	
減免後使用料月額	円
減 免 適 用 月	年 月
減 免 理 由	

[お問い合わせ先]

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

児童クラブ使用料口座振替開始通知書

先に手続きされました使用料の口座振替につきまして、次のとおり処理をいたしましたので通知いたします。

児 童 の 氏 名			
ク ラ ブ 名			
口 座 振 替 開 始 月	年 月		
金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 種 別 ・ 口 座 番 号	口 座 種 別	口 座 番 号	
口 座 名 義 人	口 座 名 義 人		
振替は、毎月末日（金融機関が休業日のときは、翌営業日）に引き落としさせていただきます。預金残高をご確認ください。			

[お問い合わせ先]

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

住所

氏名 様

松江市長 氏 名 印

[お問い合わせ先]

児童クラブ使用料過誤納金還付通知書

あなたの松江市児童クラブ使用料について、過誤納金が生じたので下記のとおり還付します。

通知書番号	
児 童 名	
児童クラブ名	

対 象 月		過誤納発生日	
納入済額		納入すべき額	
過誤納金額		還 付 額	
過誤納金理由			
還付予定日			
還付先 預金口座	金融機関名		本支店(所)名
	口座種別		口座番号
	口座名義人		

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

住所

氏名 様

松江市長 氏 名 印

[お問い合わせ先]

児童クラブ使用料過誤納金充当通知書

あなたの松江市児童クラブ使用料につきまして、過誤納金が生じたので下記のとおり充当します。

通知書番号	
児 童 名	
児童クラブ名	

対 象 月		過誤納発生日	
納入済額		納入すべき額	
過誤納金額		充 当 額	
過誤納金理由			
充 当 月		充当後の額	

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

住所
氏名

様

松江市長 氏 名 印

[お問い合わせ先]

児童クラブ使用料催告状

松江市児童クラブ条例第7条第1項の規定による児童クラブ使用料が下記のとおり未納となっております。今一度ご確認いただき、期限までに納付してください。使用料が3箇月以上未納の場合は、児童クラブを退会していただくことがあります。

なお、特別な事情により納付期限までに納付が困難な方は、課において納付相談をお受けします。

※すでに納付済の場合は行き違いですので、あしからずご了承下さい。

納入期限			年 月 日		
児童クラブ名					
児童名		未納金額	納入通知書番号		未納金額
年度	月		年度	月	
	4	円		10	円
	5	円		11	円
	6	円		12	円
	7	円		1	円
	8	円		2	円
	9	円		3	円
合 計					円

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

児童クラブ退会決定通知書

次の児童について、下記内容にて退会させることとしたので通知いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
ク ラ ブ 名	
退 会 年 月 日	
退 会 理 由	
<p>1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。</p>	

[お問い合わせ先]